

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	狛・小野グローバル法律事務所 弁護士 小野雄作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング13階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年6月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	信和株式会社
証券コード	3447
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	外国法人
氏名又は名称	ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド (Gordian Capital Singapore Private Limited)
住所又は本店所在地	シンガポール069536、セシル・ストリート135、フィリピン・エアラインズ・ビルディング #05-02
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-6013 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング13階 狛・小野グローバル法律事務所 弁護士 小野雄作
電話番号	(03)6550-8300

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.6
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年5月24日
訂正箇所	令和3年5月31日に提出した変更報告書 No.6（報告義務発生日：令和3年5月24日）は、以下の通り報告義務がなくなりましたので、本訂正報告書により取下げるものです。  提出者（大量保有者）の住所変更を提出事由とする新たな変更報告書No.5（報告義務発生日：令和2年9月21日）を令和3年6月15日に提出し、また当該住所変更に基づく新変更報告書No.5後の1%以上の保有割合の変更を提出事由とする新たな変更報告書No.6（報告義務発生日：令和3年2月9日）および変更報告書No.7（報告義務発生日：令和3年3月1日）を令和3年6月24日に提出したことにより、令和3年5月24日現在の保有割合が報告義務の発生に該当するものではなくなりました。

## （訂正前）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

保有割合が1%以上減少したため

## （訂正後）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

取下げます。